# 岩手県告示第148号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

#### 1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所	名 称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
医療法人社団	一関市真柴字吉ケ	一関ヘルパース	一関市真柴字吉ケ沢20番	一関市真柴字吉ケ沢20番	平成28年9月
仁愛会	沢20番地52	テーション	地95	地135	1日

### 2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所	名 称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
医療法人社団	一関市真柴字吉ケ	一関訪問看護ス	一関市真柴字吉ケ沢20番	一関市真柴字吉ケ沢20番	平成28年9月
仁愛会	沢20番地52	テーション	地95	地135	1日

### 3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			
名称	主たる事務所の所	名 称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
医療法人社団	一関市真柴字吉ケ	一関ヘルパース	一関市真柴字吉ケ沢20番	一関市真柴字吉ケ沢20番	平成28年9月
仁愛会	沢20番地52	テーション	地95	地135	1日

## 4 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所			
名称	主たる事務所の所	名 称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
医療法人社団	一関市真柴字吉ケ	一関訪問看護ス	ー関市真柴字吉ケ沢20番	一関市真柴字吉ケ沢20番	平成28年9月
仁愛会	沢20番地52	テーション	地95	地135	1 日